山梨県土地利用基本計画の改定について

資料6

国土利用計画（山梨県計画）－第四次－（H21.3策定）

基本とする

山梨県土地利用基本計画

計画書（土地利用の原則、調整指導方針を記載）

前文

・国土利用計画（山梨県計画）を基本として策定。

1　土地利用の基本方向

（1）　県土利用の基本方向

・健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を目指す。

（2）　地域別の土地利用の基本方向

・県内を２地域に分けて、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、均衡ある発展と全体の調和を目指す。

（3）　土地利用の原則

・五地域ごとの、適正な土地利用の原則を記載。

2　五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

・ex都市地域と森林地域が重複した場合などの調整指導方針を記載。

3　土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

・公的機関が、大規模な開発を実施する場合、あらかじめ明記。

計画図（五地域区分を図示）

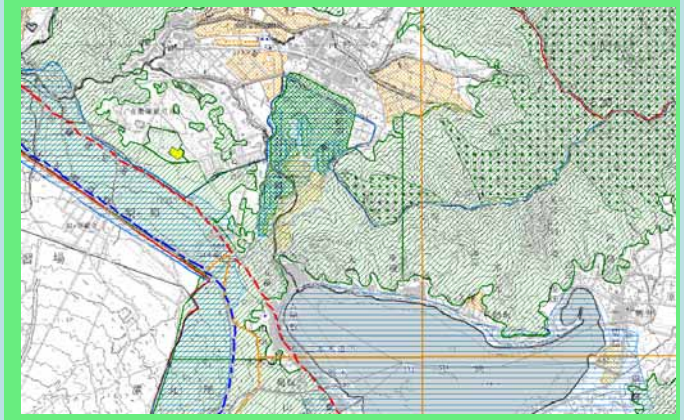

凡　例

五地域	参考表示	記号
都市地域		
	市街化区域	
	市街化調整区域	
	その他都市計画区域における用途地域	
農業地域		
	農用地区域	
森林地域		
	国有林	
	地域森林計画対象民有林	
	保安林	
自然公園地域		
	特別地域	
	特別保護地区	
自然保全地域		
	特別地区	

県内を、五地域に区分

地形図に表示